個人番号利用目的の変更のお知らせ

平成 29 年 7 月 株式会社東日本銀行

株式会社東日本銀行(以下「当行」といいます。)は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更(追加)することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番(平成27年9月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、預貯金口座を個人番号と紐付けることをいいます。)が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。

改定前

2. 個人番号の利用目的

- (1) 当行は、お客さま等の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。個人番号については、法で認められている利用目的以外では利用しません。
- (2) 当行における個人番号の利用目的は以下のとおりとします。
 - 1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務
 - 2. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
 - 3. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
 - 4. 信託取引に関する法定書類作成事務
 - 5. 金地金等取引に関する法定書類作成事務
 - 6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - 7. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
 - 8. 報酬・料金等の支払いに関する法定書類作成事 務
 - 配当、剰余金の分配及び預金利息の支払調書 作成事務
 - 10. 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - 11. 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
 - 12. その他、法令等により個人番号の記載が必要な 法定書類作成事務

改定後

2. 個人番号の利用目的

- (1) 当行は、お客さま等の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。個人番号については、法で認められている利用目的以外では利用しません。
- (2) 当行における個人番号の利用目的は以下のとおりとします。
 - ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務
 - ② 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ③ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ④ 信託取引に関する法定書類作成事務
 - ⑤ 金地金等取引に関する法定書類作成事務
 - ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑦ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
 - ⑧ 報酬・料金等の支払いに関する法定書類作成事務
 - ⑨ 配当、剰余金の分配及び預金利息の支払調書 作成事務
 - ⑩ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ① 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
 - ① 預貯金口座付番に関する事務
 - ③ その他法令等により個人番号の記載が必要な法 定書類作成事務